

## 区立高齢者施設における個人情報の紛失について

区立高齢者施設において、ショートステイの新規利用契約締結者名簿（令和6年4月及び5月分）（以下「名簿」といいます。）を紛失しました。名簿はA4用紙2枚で、利用者17名分の氏名、住所及び契約日が記載されていました。

区は再発防止に向け、個人情報の取扱いについて厳正を期すことを徹底し、区民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

### 1 経緯等

令和6年5月7日（火曜）、指定管理者による管理運営を行っている区立高齢者施設（以下「施設」といいます。）において、施設職員が名簿を用いて封書発送のための確認作業を行いました。

令和6年5月11日（土曜）、当該施設職員が名簿を確認しようとしたところ、所定の保管場所がないことが判明し、施設内を捜索しましたが、現時点において見つかりません。

他の施設職員を含めて、名簿を外部へ持ち出した形跡はなく、また、他の郵送物への混入も確認できませんでした。5月7日（火曜）に他の書類もある執務室内で作業を行っていたことから、他の書類に紛れて廃棄してしまった可能性があります。

指定管理者は速やかに、紛失した名簿に記載があった区民の方へ謝罪するとともに、その方が引き続き施設を利用できるよう、適切な名簿を改めて整えました。

### 2 原因

施設職員が名簿を用いた封書発送のための確認作業終了後、指定の保管場所に名簿を戻すことを失念しました。

### 3 再発防止策

今後同様の事故を起こさないよう、区は指定管理者に対し、名簿の取扱い及び保管のルールを遵守するよう厳重注意するとともに、全ての施設職員が個人情報の重要性をよく認識し、緊張感を持って業務にあたるよう指導しました。